

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年(2016年)7月27日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 上杉 正敏

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成28年4月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
4月12日	少年センター 教育研究所 人権教育課 図書館 視聴覚ライブラリー
4月13日	市民体育センター 教育総務課 生涯学習課
4月20日	保健体育課 学校給食センター 文化振興室 市民会館
4月27日	文化財課 彦根城管理事務所 開国記念館 歴史民俗資料室 彦根城世界遺産登録推進課 学校教育課

2 監査の方法

各所属とも、平成27年度(平成28年2月末現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

【少年センター】

切手の管理を事業毎に行っているが、安全性および効率性の観点から一元的に管理されたい。

【教育研究所】

適応指導教室「オアシス」の活動費を現金管理しているが、安全性および経理の明確化の観点から通帳により管理されたい。

【人権教育課】

各種事業委託について、年度途中で終了する事業であるにもかかわらず、契約期間の終期が年度末となっている。適正な契約期間を設定し、事業終了後、速やかな事務処理に努められたい。

【図書館（視聴覚ライブラリー）】

コイン投入式コピー機の使用料について、彦根市財務規則の規定に基づき早期の公金化に努められたい。

【市民体育センター】

新体育センターが完成するまでの間、現在の施設管理およびサービスの質の維持に努められたい。

【教育総務課】

前回定期監査の結果、1者随契が多いことを指摘したうえで、過去の実績等を管理・分析するなどして経済性を高めるとともに、新規業者の参入にも留意するよう指摘したが、改善されていない。速やかに改善し、適正な契約事務処理を行われたい。

【生涯学習課】

切手の管理を係毎に行っているが、安全性および効率性の観点から一元的に管理されたい。
未収金対策について、彦根市債権管理条例の規定に基づき、さらなる収入未済額の縮減に努められたい。

【保健体育課】

市立学校運動場照明設備の修繕に多くの時日を要している例があった。いつでも利用者が安全に施設を使用できるよう、速やかな修繕に努められたい。また、同設備用コインの管理は管理簿により行われているが、常に現数確認を行うなど現金と同様、厳正に取り扱われたい。

他の土地において既に目的が達成されている事業用土地を当該目的のまま行政財産として保有している。未利用財産の有効活用を図るため、他の行政目的への変更または普通財産への変更を行われたい。

【学校給食センター】

未収金対策について、口座振替をいっそう促進するとともに、学校との緊密な連携のもとに、できる限り未納の早期段階での対応を図り、さらなる収入未済額の縮減に努められたい。

【文化振興室・市民会館】

市民会館の今後の在り方について、公有財産等保存管理計画の個別計画を策定する中で、存続する場合の費用対効果、文化プラザの有効活用、代替収納施設の確保など所管内外にわたる様々な観点から十分検討されたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。